

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日 (金) 第3506号の 9



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則 (※)	(人事課取扱い) 1
訓 令	
○行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令 (※)	(人事課取扱い) 9

規 則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第26号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則 (昭和35年鹿児島県規則第122号) の一部を次のように改正する。

目次中「第17条の6」を「第17条の8」に, 「第18条の13」を「第18条の12」に, 「危機管理局」を「危機管理防災局」に改める。

第7条第2号中「総務部県民生活局」を「総務部文化スポーツ局」に改め, 同条中第11号を第12号とし, 同条第10号中「危機管理局」を「危機管理防災局」に改め, 同号を同条第11号とし, 同条中第9号を第10号とし, 第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ, 第2号の次に次の1号を加える。

(3) 総務部男女共同参画局

第8条第1項の表総務部の部中

県民生活局	生活・文化課 共生・協働推進課 青少年男女共同参画課 人権同和対策課	県民企画係 暮らし安全係 文化振興係 文化企画係 協働企画係 地域協働係 青少年企画係 青少年育成係 調整係 啓発係
-------	---	---

を

文化スポーツ局	文化振興課 世界文化遺産課 スポーツ振興課	総務調整係 文化振興係 文化企画係 スポーツ企画係 スポーツツーリズム係
男女共同参画局	青少年男女共同参画課 暮らし共生協働課 人権同和対策課	総務調整係 青少年企画係 青少年育成係 協働企画係 地域協働係 暮らし安全係 調整係 啓発係

に改め, 同表PR・観光戦略部の部国際交流課の項中「外事旅券係」を「国際企画係」に改め, 同部世界文化遺産課の項を削り, 同表環境林務部の部地球温暖化対策課の項を削り, 同表商工労働水産部の部雇用労政課の項の次に次のように加える。

外国人材受入活躍 支援課	外国人材受入支援係
-----------------	-----------

第 8 条第 1 項の表農政部の部農政課の項中「地域農業振興係 流通企画係 流通支援係」を「地域農業振興係」に改め、同部食の安全推進課の項を削り、同部経営技術課の項中「技術環境係」を「技術環境係 生産環境係」に改め、同表土木部の部砂防課の項中「工事事務係」を「工事事務係 管理係」に改め、同表危機管理局の部中「危機管理局」を「危機管理防災局」に改め、同部危機管理防災課の項中「危機管理防災課」を「危機管理課」に、「防災企画情報係 防災係 危機管理係」を「危機管理係 計画管理係」に改め、同表国体・全国障害者スポーツ大会局の部施設調整課の項中「施設調整係 宿泊輸送係」を「施設・会場管理係 宿泊衛生係 輸送交通係」に改め、同部競技力向上対策課の項中「競技力向上対策係」を「競技力向上対策第一係 競技力向上対策第二係」に改め、同条第 2 項の表人事課の項中「行政管理係」を削り、同表生活・文化課の項を次のように改める。

文化振興課	楼門等建設推進室	
-------	----------	--

第 8 条第 2 項の表青少年男女共同参画課の項の次に次のように加える。

くらし共生 協働課	消費者行政推進室	消費者行政推進係 事業者指導係
--------------	----------	-----------------

第 8 条第 2 項の表かごしま P R 課の項を次のように改める。

環境林務課	地球温暖化対策室	地球温暖化対策係
-------	----------	----------

第 8 条第 2 項の表高齢者生き生き推進課の項の次に次のように加える。

農政課	かごしまの食輸出 戦略室	輸出戦略係
	かごしまの食ブラ ンド推進室	食の安全推進係 6 次産業化支援係

第 8 条第 2 項の表道路建設課の項の次に次のように加える。

港湾空港課	本港区まちづくり 推進室	
-------	-----------------	--

第 8 条第 2 項の表に次のように加える。

危機管理課	防災対策室	防災対策係 防災情報係
-------	-------	-------------

第10条第 2 項の表中「危機管理局」を「危機管理防災局」に、「危機管理防災課」を「危機管理課」に改める。

第11条第 4 号中「総務部県民生活局」を「総務部文化スポーツ局及び総務部男女共同参画局」に改める。

第17条の 3 の見出しを「（文化振興課）」に改め、同条第 1 項中「生活・文化課」を「文化振興課」に改め、同項第 1 号中「県民生活局」を「文化スポーツ局」に改め、同項中第 2 号から第10号までを削り、第11号を第 2 号とし、第12号から第17号までを 9 号ずつ繰り上げ、同項第18号中「かごしま県民交流センター、」を削り、同号を同項第 9 号とし、同項第19号中「及び交通安全対策会議」を削り、同号を同項第10号とし、同項中第20号から第42号までを削り、同項第43号を同項第11号とし、同項第44号中「県民生活局」を「文化スポーツ局」に改め、同号を同項第12号とし、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項第43号」を「第 1 項第11号」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第17条の 4 を次のように改める。

（世界文化遺産課）

第17条の 4 世界文化遺産課の分掌事務は、世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関することとする。

第 2 章第 2 節第 2 款中第17条の 6 を第17条の 8 とし、第17条の 5 第 1 項中第12号を第13号とし、第 7 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「青少年会館」を「かごしま県民交流センター及び青少年会館」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「前各号」を「第 2 号から前号まで」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 男女共同参画局の施策策定その他所管業務の総合調整に関すること。

第17条の5第1項に次の1号を加える。

(14) 男女共同参画局の他課の所管に属しないこと。

第17条の5第2項中「前項第7号から第12号まで」を「前項第8号から第13号まで」に改め、同条を第17条の6とし、同条の次に次の1条を加える。

（くらし共生協働課）

第17条の7 くらし共生協働課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 共生・協働の地域社会づくりに関すること。
- (2) 共生・協働センターに関すること。
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行に関すること。
- (4) 地域コミュニティに関すること。
- (5) 鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年鹿児島県条例第76号）の施行に関すること。
- (6) 県が行う契約からの暴力団排除措置の総合調整に関すること。
- (7) 交通安全に関する企画及び総合調整に関すること。
- (8) 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 交通安全対策会議に関すること。
- (10) 交通安全対策特別交付金に関すること。
- (11) 交通安全の啓発及び普及に関すること。
- (12) 交通事故被災者の救済に関すること。
- (13) 交通事故相談に関すること。
- (14) 犯罪被害者等支援の相談及び調整に関すること。
- (15) 物価物資対策の企画及び総合調整に関すること。
- (16) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (17) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (18) 物資の安定供給対策の調整及び実施（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (19) 物価物資に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (20) 第15号から前号までに掲げるもののほか、物価物資の事務に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (21) 消費者行政の総合調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (22) 鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年鹿児島県条例第33号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (23) 消費者安全法（平成21年法律第50号）の施行に関すること。
- (24) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。
- (25) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の施行に関すること。
- (26) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）及び消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関すること。
- (27) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関すること。
- (28) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関すること。
- (29) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関すること。
- (30) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (31) 消費者契約法（平成12年法律第61号）の施行に関すること。
- (32) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関すること。
- (33) 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

- (34) 食品表示110番に関する事。
- (35) 金融広報に関する事。
- (36) 消費生活センターに関する事。
- (37) 生活安定審議会に関する事。

2 消費者行政推進室においては、前項第15号から第37号までに掲げる事務を分掌する。
第17条の4の次に次の1条を加える。

（スポーツ振興課）

第17条の5 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ振興の企画及び総合調整に関する事。
- (2) スポーツ観光に関する事。
- (3) 県立サッカー・ラグビー場及びジャパンアスリートトレーニングセンター大隅に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ振興に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

第18条の9第1項第10号を削り、同項中第11号を第10号とし、同条第2項を削る。

第18条の11第13号を削り、同条中第14号を第13号とする。

第18条の13を削る。

第23条に次の6号及び1項を加える。

- (19) 鹿児島県地球温暖化対策実行計画に関する事。
- (20) 県庁環境保全率先実行計画に関する事。
- (21) 環境マネジメントシステムに関する事。
- (22) 地球環境を守るかごしま県民運動に関する事。
- (23) 環境学習の推進に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (24) 鹿児島県地球温暖化対策推進条例（平成22年鹿児島県条例第16号）の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

2 地球温暖化対策室においては、前項第19号から第24号までに掲げる事務を分掌する。
第23条の2を削る。

第23条の3第4号中「ヤンバルトサカヤスデ等そ族昆虫」を「ヤンバルトサカヤスデ対策」に改め、同条第9号中「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改め、同条を第23条の2とする。

第25条の2中第16号を第19号とし、第13号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の3号を加える。

- (13) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）の施行に関する事。
- (14) 森林環境譲与税関係事業に関する事。
- (15) 森林整備による二酸化炭素吸収量の認証に関する事。

第26条第2項中「第23号」を「第22号」に改める。

第29条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 地域産業を支える人財の確保及び育成に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

第30条第1号中「中小企業支援計画」を「中小企業支援に係る計画」に改める。

第32条から第35条までを次のように改める。

（雇用労政課）

第32条 雇用労政課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 労働組合の組織運営及び活動、使用者及び使用者団体の活動並びに団体交渉に関する資料の収集及び分析に関する事。
- (2) 労働組合の組織運営及び労使関係についての教育啓発に関する事。
- (3) 労働組合及び使用者団体の行う教育啓発活動の助長に関する事。
- (4) 労働福祉に関する事。

- (5) 勤労青少年の福祉の増進に関すること。
- (6) 女性の働きやすい環境整備に関すること。
- (7) 労働関係紛争の未然防止及び労働問題一般に係る相談に関すること。
- (8) 労働委員会委員及び特別調整委員の任免に関すること。
- (9) 労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）に定められた知事の職権の行使に関すること。
- (10) 中小企業労働相談に関すること。
- (11) 職業能力開発計画の策定に関すること。
- (12) 公共職業訓練に関すること。
- (13) 民間職業訓練に関すること。
- (14) 職業訓練指導員に関すること。
- (15) 技能検定に関すること。
- (16) 高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校に関すること。
- (17) 職業能力開発審議会に関すること。
- (18) 職業能力開発協会に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、労働政策に関すること。
- (20) 雇用対策の企画運営及び総合調整に関すること。
- (21) 雇用開発の促進に関すること。
- (22) ふるさと定住促進に関すること。
- (23) 新規学卒者の就職促進に関すること。
- (24) 高齢者の雇用促進に関すること。
- (25) 障害者の雇用促進に関すること。

（外国人材受入活躍支援課）

第33条 外国人材受入活躍支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 外国人材の受入れ・共生に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 外国人材の受入れ・共生に係る施策の実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

（水産振興課）

第34条 水産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水産業振興の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 沿岸漁業構造改善に関すること。
- (3) 水産業普及指導に関すること。
- (4) 漁業担い手の育成・確保に関すること。
- (5) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の施行に関すること。
- (6) 栽培漁業に関すること。
- (7) 漁場保全に関すること。
- (8) 養殖業に関すること。
- (9) 内水面における水産増殖に関すること。
- (10) 水産物の流通加工に関すること。
- (11) 基地周辺対策施設整備に関すること。
- (12) 種子島周辺漁業対策に関すること。
- (13) 漁業調整に関すること。
- (14) 在日米軍及び自衛隊の演習等に係る漁業補償に関すること。
- (15) 漁船事務に関すること。
- (16) 漁業用無線に関すること。
- (17) 漁船保険に関すること。
- (18) 漁業指導取締船及び漁業調査船の維持、運航等に関すること。
- (19) 資源管理に関すること。
- (20) 漁獲可能量の管理計画及び運用に関すること。

- (21) 海面利用及び遊漁対策に関する事。
- (22) 希少水生生物保護に関する事。
- (23) 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事。
- (24) 水産技術開発センターに関する事。
- (25) 離島漁業の振興に関する事。
- (26) 水産統計及び水産広報に関する事。
- (27) 漁業災害及び漁業共済に関する事。
- (28) 国際漁業に関する事。
- (29) 水産業金融に関する事。
- (30) 水産業協同組合の検査、指導及び監督に関する事。
- (31) 漁業信用基金協会に関する事。

（漁港漁場課）

第35条 漁港漁場課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 漁港事業の工事施行及び漁港指定に関する事。
- (2) 漁港の災害復旧事業の施行及び指導監督に関する事。
- (3) 漁港区域内の海岸保全区域の工事施行及び指定に関する事。
- (4) 市町村管理漁港の開発利用の指導監督に関する事。
- (5) 漁港の維持管理に関する事。
- (6) 漁港区域内の占用及び使用並びに土砂の採取等の許可に関する事。
- (7) 漁港区域内の公有水面埋立及び県有地の管理保全に関する事。
- (8) 漁港管理会に関する事。
- (9) 沿岸漁場整備開発に関する事。

第36条中第15号及び第16号を削り、第14号を第16号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 農畜産物の情報に関する事。

第36条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 食育・地産地消の推進に関する事。

第36条に次の6号及び2項を加える。

- (17) 農林物資の規格化に関する事。
- (18) 食の安心・安全の確保に係る企画及び総合調整に関する事。
- (19) 鹿児島県食の安心・安全推進条例の施行に関する事（生活衛生課の所管に属するものを除く。）。
- (20) 認証制度の推進に関する事。
- (21) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）の施行に関する事。
- (22) 食品表示法の施行に関する事（健康増進課及び生活衛生課の所管に属するものを除く。）。

2 かごしまの食輸出戦略室においては、前項第8号から第11号までに掲げる事務を分掌する。

3 かごしまの食ブランド推進室においては、第1項第12号から第22号までに掲げる事務を分掌する。

第38条の2を削る。

第39条に次の6号を加える。

- (12) 肥料取締法（昭和25年法律第127号）の施行に関する事。
- (13) 植物防疫法（昭和25年法律第151号）の施行に関する事。
- (14) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の施行に関する事。
- (15) 環境と調和した農業の推進に関する事。
- (16) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の施行に関する事。
- (17) 病害虫防除所に関する事。

第45条の2第1号中「の指定」の次に「及び管理」を加え、同条第2号中「管理、」を削る。

第46条に次の 1 号及び 1 項を加える。

(14) 鹿児島港本港区エリアのまちづくりに関すること。

2 本港区まちづくり推進室においては、前項第14号に掲げる事務を分掌する。

第 2 章第 2 節第 8 款の 2 の款名中「危機管理局」を「危機管理防災局」に改める。

第48条の 3 の見出しを「（危機管理課）」に改め、同条中「危機管理防災課」を「危機管理課」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 防災対策室においては、前項第 1 号に掲げる事務のうち災害対策に関する事務並びに同項第 3 号から第 6 号まで及び第 9 号に掲げる事務を分掌する。

第56条第 1 項の表大隅地域振興局の部総務企画部の款県税課の項中「課税第二係 曾於総務分室」を「課税第二係」に改め、同表熊毛支庁の部保健福祉環境部の款地域保健福祉課の項中「地域支援・児童係 保護係」を「地域支援係 児童福祉・保護係」に改める。

第59条第 1 項林務水産課の項中第36号を第39号とし、第19号から第35号までを 3 号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の 3 号を加える。

(19) 森林経営管理法の施行に関すること。

(20) 森林環境譲与税関係事業に関すること。

(21) 森林による二酸化炭素吸収源対策に関すること。

第59条第 3 項の表畑かん営農推進課の項を削り、同表農業普及課の項中「経営普及係」を「総務係 畜産振興係 経営普及係」に改め、同条第 4 項畑かん営農推進課の項を削り、同項農業普及課の項各号を次のように改める。

(1) 庶務一般に関すること。

(2) 畑地かんがいを主軸とする営農体系の確立に関すること。

(3) かん水及びかん水技術の指導に関すること。

(4) 畑かん営農実態調査及び各種試験成績等諸資料の収集に関すること。

(5) 営農に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(6) 第 1 項農政普及課の項の第 5 号、第 12 号、第 22 号、第 32 号及び第 37 号から第 51 号までに掲げる事項に関すること。

第77条の表始良保健所の項中「並びに」を「及び」に、「児童福祉係、保護第一係及び保護第二係」を「児童福祉・保護係」に改め、同表鹿屋保健所の項中「及び保護係」を「保護第一係及び保護第二係」に改め、同表西之表保健所の項中「保護係」を「児童福祉・保護係」に改める。

第102条第 1 項の表中

「

相談判定第二課	相談第一係 相談第二係
---------	-------------

」を

「

相談判定第二課	相談第一係 相談第二係
相談判定第三課	相談第一係 相談第二係

」に改め、同条

第 2 項相談部の部相談判定第一課及び相談判定第二課の項中「及び相談判定第二課」を「相談判定第二課及び相談判定第三課」に改める。

第177条第 2 項の表くらし安全対策監の項中「生活・文化課」を「くらし共生協働課」に改め、同項の次に次のように加える。

集落活性化 推進監	地域政策課	集落対策、過疎対策及び移住・交流に関する事務の総括
--------------	-------	---------------------------

第177条第 2 項の表森林吸収源対策監の項を削り、同表地域包括ケア対策監の項の次に次のように加える。

人財確保育 成監	商工政策課	地域産業を支える人財の確保及び育成に関する事務の総括
-------------	-------	----------------------------

第177条第 2 項の表かごしまブランド対策監の項及び地域防災監の項を削り、同条第 5 項の表明治維新150周年総括監の項を次のように改める。

地球温暖化 対策総括監	環境林務部	部長に直属し、地球温暖化対策に関する特命事項を処理する。
----------------	-------	------------------------------

第177条第5項の表医療審議監の項を削り，獣医務技監の項の次に次のように加える。

かごしまの 食輸出戦略 総括監	農政部	部長に直属し，かごしまの食輸出戦略に関する特命事項を処理する。
-----------------------	-----	---------------------------------

第177条第5項の表土木監の項を次のように改める。

本港区まち づくり総括 監	土木部	部長に直属し，鹿児島港本港区エリアのまちづくりに関する特命事項を処理する。
---------------------	-----	---------------------------------------

第177条第6項の表総括危機管理監の項中「総括危機管理監」を「総括危機管理防災監」に改める。

第178条第1項の表課長代理の項中「第61条第2項」の次に「及び第62条第2項」を加え，同表分室長の項を削り，同条第2項の表地域支援専門監の項を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は，平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の左欄に掲げる組織に勤務する職員は，別に辞令を発せられない限り，施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる組織に勤務を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
総務部県民生活局青少年男女共同参画課	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課
総務部県民生活局人権同和対策課	総務部男女共同参画局人権同和対策課
P R ・ 観光戦略部世界文化遺産課	総務部文化スポーツ局世界文化遺産課
危機管理局原子力安全対策課	危機管理防災局原子力安全対策課
危機管理局消防保安課	危機管理防災局消防保安課
総務部県民生活局青少年男女共同参画課男女共同参画室	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課男女共同参画室

2 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職にある者は，別に辞令を発せられない限り，施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

左 欄	右 欄
総務部県民生活局青少年男女共同参画課長補佐	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課長補佐
総務部県民生活局青少年男女共同参画課主幹兼青少年育成係長	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課主幹兼青少年育成係長
P R ・ 観光戦略部世界文化遺産課長補佐	総務部文化スポーツ局世界文化遺産課長補佐
危機管理局原子力安全対策課長補佐	危機管理防災局原子力安全対策課長補佐
危機管理局原子力安全対策課主幹兼原子力防災対策係長	危機管理防災局原子力安全対策課主幹兼原子力防災対策係長
危機管理局消防保安課長補佐兼消防係長	危機管理防災局消防保安課長補佐兼消防係長
危機管理局消防保安課技術主幹兼保安係長	危機管理防災局消防保安課技術主幹兼保安係長

（県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部改正）

第3条 県政の企画調整の組織及び運営に関する規則（昭和38年鹿児島県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第6号中「総務部県民生活局生活・文化課長」を「総務部文化スポーツ局文化振興課長」に改め，同項中第20号を第21号とし，第16号から第19号までを1号ずつ繰り下げ，同項第15号中「危機管理局危機管理防災課長」を「危機管理防災局危機管理課長」に改

め、同号を同項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第 7 号から第13号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課長
(給与等の支払事務に関する規則の一部改正)

第 4 条 給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表人件費主管課長の項中「危機管理局」を「危機管理防災局」に改める。
(鹿児島県生活安定審議会規則及び貸金業法施行細則の一部改正)

第 5 条 次に掲げる規則の規定中「総務部県民生活局生活・文化課消費者行政推進室」を「総務部男女共同参画局くらし共生協働課消費者行政推進室」に改める。

(1) 鹿児島県生活安定審議会規則（昭和52年鹿児島県規則第66号の 3）第 5 条

(2) 貸金業法施行細則（昭和58年鹿児島県規則第81号）第 3 条第 2 項

(鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 6 条 鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第167号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式（裏）中「鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課」を「鹿児島県総務部文化スポーツ局文化振興課」に改める。

訓 令

鹿児島県訓令第 4 号

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部改正)

第 1 条 鹿児島県行政事務改善委員会規程（昭和39年鹿児島県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「危機管理防災課長」を「危機管理課長」に改める。

第 4 条第 3 項中「人事課行政管理室行政管理係長」を「人事課行政管理室主幹」に改める。

第 8 条第 2 項中「危機管理防災課」を「危機管理課」に改める。

(鹿児島県青少年対策本部設置規程の一部改正)

第 2 条 鹿児島県青少年対策本部設置規程（昭和57年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務部県民生活局青少年男女共同参画課」を「総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課」に改める。

別表中 「 総務部県民生活局長 | 生活・文化課長 | 青少年男女共同参画課長 」 を

「 総務部文化スポーツ局長 | 文化振興課長 | 総務部男女共同参画局長 | 青少年男女共同参画課長 」 に、「地球

温暖化対策課長」を「環境林務課地球温暖化対策室長」に改める。

(鹿児島県職員倫理規程の一部改正)

第 3 条 鹿児島県職員倫理規程（平成19年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表中危機管理局の項を次のように改める。

危機管理防災局	危機管理防災局長
---------	----------

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。